

# 中国不正競争防止法改正、2025年10月15日より施行

筆者：ゾン・シャオピン (Shaoping Zhong) &

ジュード・イー (Jude Yi)

2025年6月27日、中国の立法機関により不正競争防止法改正版が可決され、2025年10月15日より施行されます。同法は1993年に初めて施行され、今回は3回目の改正となります。この改正により、条文の数が33から41に増加することとなり、インターネット産業における新たな発展に適応し、かつ、オンラインによる不正競争の新たな問題に直接対処するための取り組みが反映されています。今回の改正は、デジタルエコノミーにおける公正競争に関する規則への更なる改善を目的としています。

今回の改正で最も印象的な点が、**混同に関わる不正競争行為に関する規定を定義する第7条**です。第7条は、混同行為として特定の影響力を持つ、著作者の「新しいメディアアカウント名、アプリ名またはアイコン」の無断使用について明示的に定義しています。商標法により一層合致するために、同条は、他人の登録商標または未登録周知商標を企業名内に商号として無断で使用し、他人の商品との混同を生ずること、または、他人との特定の関連性が存在すると誤認させることが混同行為に該当することを明確化しています。加えて、同条は、検索キーワードの使用を規制し、他人の商品名、企業名（略称、商号等を含む）、登録商標または未登録周知商標を検索キーワードとして設定することで他人の商品との混同を生じること、または、他人との特定の関連性が存在すると誤認させることが混同行為を構成すると規定します。更に、今回の改正版では、事業主が他人の混同行為を幫助する行為をすべきではないと規定されます。

同様に注目に値すべき点が、**オンライン不正競争に関する新しい規制を第13条**に導入した改正です。第13条は、事業主がユーザの選択に影響を与えるために、

または、そうでなければ、他の事業主が正当に提供するオンライン商品または役務の通常の運営を妨害するまたは中断させるためにデータ、アルゴリズムまたはプラットフォームを使用することを禁止すると規定します。更に、事業主は、詐欺、強要または技術管理措置の回避または中断によって、他の事業主が正当に所有するデータを取得するまたは使用することが禁止されます。改正版により、事業主が虚偽の取引、他の事業主の商品への偽レビューまたは悪意のある返品を直接または間接的に行うためにプラットフォームの規則を濫用することも禁止されます。

今回の改正では、いくつかの条文を改正することを通じて、プラットフォームの責任と低価格競争へのガバナンスの強化も目的としています。今回の改正で、強要された低価格販売が禁止されます。これは、プラットフォームは業者にコストよりも低い価格で商品を販売することを強要するまたは暗黙的に強要すべきでないことを意味します。プラットフォームは今、公正競争の規則と苦情処理体制を確立することが求められています。プラットフォームは、そのプラットフォームにおいて事業主による違反を発見した場合に、是正措置を取った上で、規制当局に報告しなければなりません。

加えて、今回の改正では、以下のように、従来の不正競争行為に対しより細かく定めました。

- **虚偽の広告**：誤認を生ずる行為の対象の範囲が、「顧客」から「顧客及び他の事業主」に拡大し、架空取引または偽レビューの組織を明示的に禁止しています。
- **商業的名誉毀損**：競争相手の評判を傷付けるために他人に虚偽情報を捏造することを指示することが今、禁止されます。名誉棄損の対象が「競争相手」から「他の事業者」に拡大されました。
- **商業賄賂**：今回の改正版では、「組織及び個人は賄賂を受け取るべきでない」と規定されています。個人の説明責任が明確に定義されています。

最後に、今回の改訂版は、不正競争に対する法的責任と規制措置を強化しました。罰則の厳格性が調整され、営業秘密の侵害、商業的名誉棄損及びオンライン不正競争に関する罰金の上限が引き上げられ、虚偽広告に関する罰金の下限が外されました。新しい規制ツールが導入され、監督官庁による、違反企業の責任者との面談及び是正への要求が認められます。加えて、改訂版は今、中国国外に行われた、中国市場における競争秩序に損害を与える行為にも適用されます。なお、特筆すべきは、2022年改訂草案では懲罰的損害賠償の範囲を拡大することが意図されましたが、今回の改訂版では、元の適用が維持され、営業秘密の侵害行為のみに限定されました。